

# あなたも裁判員になります

## 死刑判決がくつがえされるとき

### 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

裁判員制度は、抽選で選ばれた一般市民が裁判員になり、職業裁判官と共に、被告が有罪か無罪か、有罪ならどのような刑罰にするかを決めるものです。11月は来年の裁判員候補者に選ばれた人たちに名簿記載通知が届く時期です。皆さんの中に、裁判員に選ばれる方はいるでしょうか。

#### 【判断が分かれた量刑】

2009年に始まった制度ですから、初めての事態が起こるたびに話題になります。

今年6月に、裁判員裁判（東京地裁）での死刑判決が、東京高裁で無期懲役に減刑されるという初めてのケースがありました。続いて10月にも裁判員裁判（千葉地裁）での死刑判決が東京高裁で無期懲役になりました。いずれの事件も、検察はなお死刑を求めて上告しているので、最高裁の判断が注目されます。

#### 【裁判員裁判でも多数決】

この東京高裁の判断を「市民が参加しての裁判員裁判で決めたことを覆すのはおかしい」と批難する声があります。とりわけ、10月の判決結果には、被害者の両親が記者会見で「納得できない」と訴えたことも盛んに報道されました。

しかし、裁判員裁判の結果は変えられないというのであれば、逆に高裁や最高裁の意味がなくなってしまいます。本来、死刑という極刑を科そうというのであれば、幾重にも上級審の判断を求める機会が保障されなければなりません。

また、裁判員となった市民の意見は「死刑」という結論だけではありません。千葉地裁での死刑判決後には「これでよかったのか疑問が残る」という裁判員もいました。裁判員の意見が分かると、死刑であっても結論は多数決になります。詳しい評議の内容は守秘義務によって公表されることはありません。

【「倍返し！」？】

「倍返しだ！」「百倍返しだ！」と主人公が叫ぶドラマが人気を集めました。被害者の報復感情は、法が定める一番重い刑罰でなければ満たされないものかもしれません。いや、それでも飽き足りないかもしれません。それ故にこそ、いっそう、裁判では「第三者」の視点が必要なのではないのでしょうか。裁判員になるかもしれない誰もが考えておきたいことです。